

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	藤川内地区(藤川内集落)	令和3年3月31日	年 月 日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	54ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	43ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	4ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積よりも、75才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、2ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・兼業農家で高齢の耕作者が多く、担い手いない。
- ・圃場が狭小で不整形などにより、耕作が困難な所が多い。
- ・水管理についても平坦部に影響あるから農業を辞められない。
- ・担い手に集中しすぎて、管理に支障があるところがある。
- ・中山間地域等直接支払制度事業は絶対必要。活用しているか維持できている。
- ・中山間地域大型機械が入らない。外から担い手がくると思えない。自分のとこで精一杯。
- ・小作にだしているが、土地持ち非農家も考えていかなければいけないと思っている。
- ・営農組合を作るとなったら、組合長を立てて作らんといけないから難しい。だけど、5年10年後を考えたら、作って共同で機会を利用したり、共同で活動することになるだろうと思う。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・水田利用については、集落の中心経営体の認定農業者5経営体と入作による認定農業者1経営体が担っていくほか、入作を希望する認定農業者などの受入れを促進することにより対応していく。
- ・樹園地利用については中心経営体である認定農業者3経営体が担っていくほか、認定新規就農者などの受入れを促進することで対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲	1.07 ha	水稲	1.9 ha	藤川内集落
		みかん・桃	1.10 ha	みかん・桃	1.10 ha	
認農	B	水稲・麦・大豆	3.81 ha	水稲・麦・大豆	4.57 ha	藤川内集落
認農	C	水稲・麦・大豆	3.20 ha	水稲・麦・大豆	2.77 ha	藤川内集落
認農	D	露地みかん・ ハウスみかん	1.89 ha	露地みかん・ ハウスみかん	1.89 ha	藤川内集落
		水稲	0.77 ha	水稲	0.84 ha	藤川内集落
到達	E	水稲	1.36 ha	水稲	1.36 ha	藤川内集落
		水稲・露地み かん・ハウスみ かん	7.17 ha	水稲・露地み かん・ハウスみ かん	7.17 ha	藤川内集落
認農	F	水稲	0.40 ha	水稲	0.40 ha	藤川内集落
計	6人		20.77 ha		22.00 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、さらなる集積や集約化を目指していく。

また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて確実な中心経営体への貸付けを進めていく。

持続的営農体制整備に向けた取組方針

担い手の農地の引き受け困難や高齢化及び減少問題などに対して課題解決するため、持続可能な農業の担い手の検討。また、地主の役割として、丸投げではなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組みについて集落(地域)で話し合いを行っていく。

ゾーニング推進の取組方針

耕作放棄地対策の一つの手段として、守っていく農地とそうでない農地などゾーニングの検討を行い、山などへの転換を図っていく。

中山間地域等直接支払制度の活用方針

中山間地域等直接支払制度を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。

多面的機能支払交付金の活用方針

多面的機能支払交付金事業を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。

樹園地の取組方針

園地流動化などによる担い手の確保等について、集落内(地域)で話し合いを深めていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	宿地区(宿集落)	令和3年3月31日	年 月 日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	13ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	13ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1: ③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積がなく、75才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、4ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・後継者が同居していない。残っている後継者も高齢。高齢の親が耕作しており、後継者が育っていない。
- ・持続していくには、圃場整備をしなければ難しい。
- ・水稲じゃなくほかの作物も検討必要。(維持だけ考えると景観作物。)
- ・持続可能な営農について、集落だけでなく広く町全体で考えていく必要があるのでは。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・水田利用については、入作の認定農業者2経営体が担っていくほか、入作を希望する認定農業者などの受入れを促進することにより対応していく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲・麦	4.52 ha	水稲・麦	4.52 ha	宿集落
認農	B	水稲・麦	4.18 ha	水稲・麦	3.63 ha	宿集落
計	2人		8.7 ha		8.15 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、4筆、6,011㎡となっている。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、さらなる集積や集約化を目指していく。 また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて確実な中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>持続的営農体制整備に向けた取組方針 担い手の農地の引き受け困難や高齢化及び減少問題などに対して課題解決するため、持続可能な農業の担い手の検討。また、地主の役割として、丸投げではなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組みについて集落(地域)で話し合いを行っていく。</p>
<p>ゾーニング推進の取組方針 耕作放棄地対策の一つの手段として、守っていく農地とそうでない農地などゾーニングの検討を行い、山などへの転換を図っていく。</p>
<p>中山間地域等直接支払制度の活用方針 中山間地域等直接支払制度を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。</p>
<p>多面的機能支払交付金の活用方針 多面的機能支払交付金事業を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	大字板屋105-1	1,076		
2	大字板屋105-2	837		
3	大字板屋113	1,557		
4	大字板屋170	2,541		
5				
6				
	計	6,011		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	板屋地区(板屋集落)	令和3年3月31日	年 月 日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	34ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	34ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積がなく、75才以上で後継者未定及び不明の農業者の耕作面積の方が、5ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・兼業農家が増えており、その後継ぎ者が農業の手伝いをしていない。
- ・農業機械購入も難しいため、大規模農家に小作を頼みたい。
- ・樹園地については、耕作放棄地が増えている。
- ・中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金があるから、今どうにかやっている。人も少なくなってきたので、地権者も含めて作業やっている。活気もある。この制度がないと荒れていしまい、何とか維持している。
- ・米みかん農家が20人しかいない。兼業農家が多く、後継者が育っていない。地域のリーダーを作りリーダーを中心に組織で営農を取り組んでいかなければいけない。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・水田利用については、集落の中心経営体の認定農業者2経営体と入作による認定農業者1経営体が担っていくほか、入作を希望する認定農業者などの受入れを促進することにより対応していく。
- ・樹園地利用については中心経営体である認定農業者3経営体が担っていくほか、認定農業者などの受入れを促進することで対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	ハウスみかん・ 露地みかん	2.3 ha	ハウスみかん・ 露地みかん	1.8 ha	板屋集落
		水稲	0.5 ha	水稲	0.5 ha	板屋集落
認農	B	みかん	2.34 ha	みかん	2.18 ha	板屋集落
		水稲	2.55 ha	水稲	2.55 ha	板屋集落
認就	C	施設桃・露地 桃・露地みか ん・レモン	0.24 ha	施設桃・露地 桃・露地みか ん・レモン	0.75 ha	板屋集落
認農	D	水稲・麦・大豆	1.94 ha	水稲・麦・大豆	1.68 ha	板屋集落
計	4人		9.87 ha		9.46 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、7筆、3,301㎡となっている。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、さらなる集積や集約化を目指していく。 また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて確実な中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>持続的営農体制整備に向けた取組方針 担い手の農地の引き受け困難や高齢化及び減少問題などに対して課題解決するため、持続可能な農業の担い手の検討。また、地主の役割として、丸投げではなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組みについて集落(地域)で話し合いを行っていく。</p>
<p>ゾーニング推進の取組方針 耕作放棄地対策の一つの手段として、守っていく農地とそうでない農地などゾーニングの検討を行い、山などへの転換を図っていく。</p>
<p>中山間地域等直接支払制度の活用方針 中山間地域等直接支払制度を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。</p>
<p>多面的機能支払交付金の活用方針 多面的機能支払交付金事業を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。</p>
<p>樹園地の取組方針 園地流動化などによる担い手の確保等について、集落内(地域)で話し合いを深めていく。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	大字板屋7761-1	279		
2	大字板屋7762-1	279		
3	大字板屋7763-1	360		
4	大字板屋7763-2	412		
5	大字板屋12509	1,629		
6	大字板屋7915-1	220		
7	大字板屋7916-1	122		
	計	3,301		

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	船山地区(船山集落)	令和3年3月31日	年 月 日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	6ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	6ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1: ③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積がなく、75才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、1haあり、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・小集落により、農業者の数が少なく耕作者も高齢化している。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・水田利用については、集落に中心経営体がないので、入作を希望する認定農業者などの受入れを促進することにより対応していく。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
繁殖牛・肥育牛	A	繁殖牛・肥育牛	- ha	繁殖牛・肥育牛	- ha	船山集落
計	1人		- ha		- ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

中山間地域等直接支払制度の活用方針

中山間地域等直接支払制度を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。

多面的機能支払交付金の活用方針

多面的機能支払交付金事業を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。

ゾーニング推進の取組方針

耕作放棄地対策の一つの手段として、守っていく農地とそうでない農地などゾーニングの検討を行い、山などへの転換を図っていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	駄地地区(駄地集落)	令和3年3月31日	年 月 日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	28ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	24ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積がなく、75才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、3haあり、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・集落の耕作者は9割近く高齢の耕作者。
- ・集落に若い人(子供)がいない。
- ・親も後継者に農業を勧めていない。
- ・中山間地域直接支払制度が終了したら続けていけない。
- ・10年後を考えると第三者の力を借りないと難しいと考える。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・水田利用については、集落の中心経営体がないないため、入作による認定農業者2経営体が担っていくほか、入作を希望する認定農業者などの受入れを促進することにより対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	野菜	0.33 ha	野菜	0.33 ha	駄地集落
認農	B	水稲	1.22 ha	水稲	1.22 ha	駄地集落
計	2人		1.55 ha		1.55 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、2筆、1,475㎡となっている。</p>
<p>中山間地域等直接支払制度の活用方針 中山間地域等直接支払制度を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。</p>
<p>多面的機能支払交付金の活用方針 多面的機能支払交付金事業を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、さらなる集積や集約化を目指していく。 また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて確実な中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>地主の役割について取組方針 水田利用について、地主は預けるだけでなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組みを集落(地域)で構築するための検討を行っていく。</p>
<p>ゾーニング推進の取組方針 耕作放棄地対策の一つの手段として、守っていく農地とそうでない農地などゾーニングの検討を行い、山などへの転換を図っていく。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	大字板屋12716	1,064		
2	大字板屋12719	411		
3				
4				
5				
6				
	計	1,475		

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	谷地区(谷集落)	令和3年3月31日	年 月 日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	14ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	8ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	4ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積がなく、75才以上で後継者未定及び不明の農業者の耕作面積の方が、2haあり、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・後継者がいない。4世帯ほどしか受託して農業をしていない。入作で平野や板屋から耕作してもらっている。
- ・中山間地域直接支払制度が終了したら続けていけない。
- ・10年後を考えると第三者の力を借りないと難しいと考える。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・水田利用については、集落の中心経営体がないため、入作による認定農業者などの受入れを促進することにより対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	人		ha		ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

中山間地域等直接支払制度の活用方針

中山間地域等直接支払制度を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、集積や集約化を目指していく。

地主の役割について取組方針

水田利用について、地主は預けるだけでなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組みを集落(地域)で構築するための検討を行っていく。

ゾーニング推進の取組方針

耕作放棄地対策の一つの手段として、守っていく農地とそうでない農地などゾーニングの検討を行い、山などへの転換を図っていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	山口地区(山口集落)	令和3年3月31日	年 月 日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	17ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	12ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積がなく、75才以上で後継者未定及び不明の農業者の耕作面積の方が、5haあり、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・大規模農家の〇氏に集積していく。また、機械利用組合も現在あるので、今後は、既存の機械利用組合を活用し、さらに集積していく。その中で地主の役割についてなど集落内で話し合う。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・水田利用については、集落の中心経営体がないないため、入り作による認定農業者などの受入れを促進してことにより対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	人		ha		ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>中山間地域等直接支払制度の活用方針 中山間地域等直接支払制度を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。</p>
<p>多面的機能支払交付金の活用方針 多面的機能支払交付金事業を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、集積や集約化を目指していく。</p>
<p>地主の役割について取組方針 水田利用について、地主は預けるだけでなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組みを集落(地域)で構築するための検討を行っていく。</p>
<p>ゾーニング推進の取組方針 耕作放棄地対策の一つの手段として、守っていく農地とそうでない農地などゾーニングの検討を行い、山などへの転換を図っていく。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載する必要があります。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	猪鹿地区(猪鹿集落)	令和3年3月31日	年 月 日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	6ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	6ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

・現在、担い手や集落営農組織もない。しかし、猪鹿集落の下の方は、山口の大規模農家〇氏にいくらか預けている。今後も〇氏に集積していきだろう。また、入作についても積極的に受け入れたい。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・水田利用については、集落の中心経営体がないないため、入り作による認定農業者などの受入れを促進していくことにより対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	人		ha		ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、4筆、2,351㎡となっている。</p>
<p>中山間地域等直接支払制度の活用方針 中山間地域等直接支払制度を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、集積や集約化を目指していく。</p>
<p>地主の役割について取組方針 水田利用について、地主は預けるだけでなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組みを集落(地域)で構築するための検討を行っていく。</p>
<p>ゾーニング推進の取組方針 耕作放棄地対策の一つの手段として、守っていく農地とそうでない農地などゾーニングの検討を行い、山などへの転換を図っていく。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	大字板屋4675	589		
2	大字板屋4976-1	303		
3	大字板屋4996	822		
4	大字板屋5015	637		
5				
6				
	計	2,351		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	平山地区(平山集落)	令和3年3月31日	年 月 日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	8ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	6ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積がなく、75才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、4haあり、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・圃場が狭く、不整形で耕作しにくい。
- ・集落内の耕作者ほぼ全員が高齢により受け手がいない。
- ・後継者は他県に住んでおり、農繁期のみでも無理。
- ・耕作放棄地が増加しており、耕作地のゾーニングが必要。
- ・集落全体で組織を作る方向の検討。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・水田利用については、集落の中心経営体がないないため、入り作による認定農業者などの受入れを促進していくことにより対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	人		ha		ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>持続的営農体制整備に向けた取組方針 担い手の農地の引き受け困難や高齢化及び減少問題などに対して課題解決するため、持続可能な農業の担い手の検討。また、地主の役割として、丸投げではなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組みについて集落(地域)で話し合いを行っていく。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、集積や集約化を目指していく。</p>
<p>中山間地域等直接支払制度の活用方針 中山間地域等直接支払制度を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。</p>
<p>ゾーニング推進の取組方針 耕作放棄地対策の一つの手段として、守っていく農地とそうでない農地などゾーニングの検討を行い、山などへの転換を図っていく。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	平古場地区(平古場集落)	令和3年3月31日	年 月 日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	10ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	10ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	4ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1:③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積がなく、75才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、4haあり、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・圃場が狭く、不整形で耕作しにくい。
- ・集落内の耕作者ほぼ全員が高齢により受け手がいない。
- ・後継者は他県に住んでおり、農繁期のみでも無理。
- ・耕作放棄地が増加しており、耕作地のゾーニングが必要。
- ・集落全体で組織を作る方向の検討。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・水田利用については、集落の中心経営体がないないため、入作を希望する認定農業者などの受入れを促進することにより対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	人		ha		ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>持続的営農体制整備に向けた取組方針 担い手の農地の引き受け困難や高齢化及び減少問題などに対して課題解決するため、持続可能な農業の担い手の検討。また、地主の役割として、丸投げではなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組みについて集落(地域)で話し合いを行っていく。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、集積や集約化を目指していく。</p>
<p>中山間地域等直接支払制度の活用方針 中山間地域等直接支払制度を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。</p>
<p>ゾーニング推進の取組方針 耕作放棄地対策の一つの手段として、守っていく農地とそうでない農地などゾーニングの検討を行い、山などへの転換を図っていく。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	平野地区(平野集落)	令和3年3月31日	年 月 日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	13ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	13ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1: ③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・今はリーダーがいるからいいが、10年後は耕作放棄地が増えると思う。
- ・後継者がいない現状がある。
- ・棚田米として販促しているが、水不足や作業増で大変なところがある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・水田利用については、集落の中心経営体の認定農業者1経営体が担っていくほか、入作を希望する認定農業者などの受入れを促進することにより対応していく。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲	4.57 ha	水稲	5.32 ha	平野集落
計	1人		ha		ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

持続的営農体制整備に向けた取組方針

担い手の農地の引き受け困難や高齢化及び減少問題などに対して課題解決するため、持続可能な農業の担い手の検討。また、地主の役割として、丸投げではなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組みについて集落(地域)で話し合いを行っていく。

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、さらなる集積や集約化を目指していく。  
また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて確実な中心経営体への貸付けを進めていく。

多面的機能支払交付金の活用方針

多面的機能支払交付金事業を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。

中山間地域等直接支払制度の活用方針

中山間地域等直接支払制度を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。

ゾーニング推進の取組方針

耕作放棄地対策の一つの手段として、守っていく農地とそうでない農地などゾーニングの検討を行い、山などへの転換を図っていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	白仁田地区(白仁田集落)	令和3年3月31日	年 月 日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	19ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	19ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	4ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積がなく、75才以上で後継者不明の農業者の耕作面積の方が、2haあり、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・親世代は専業が多かったと思うが、自分たちの代は、兼業なので自信はない。機械化など進めばできると思うが費用がかかりすぎる。
- ・小規模で集落営農組織を作っても補助がないと厳しい。何十年も前から同じような話しは出ていたが、何とか維持されていると思う。今後は楽観できないが、話し合いを続けていく必要がある。(機械利用組合あり。)

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・農地利用については、集落の中心経営体1経営体が担っていくほか、入作を希望する認定農業者などの受入れを促進することにより対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
到達	A	水稲・ハウスみ かん・露地み かん・ビワ	2.77 ha	水稲・ハウスみ かん・露地み かん・ビワ	2.77 ha	白仁田集落
計	1人		2.77 ha		2.77 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

持続的営農体制整備に向けた取組方針

担い手の農地の引き受け困難や高齢化及び減少問題などに対して課題解決するため、持続可能な農業の担い手の検討。また、地主の役割として、丸投げではなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組みについて集落(地域)で話し合いを行っていく。

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、さらなる集積や集約化を目指していく。

また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて確実な中心経営体への貸付けを進めていく。

多面的機能支払交付金の活用方針

多面的機能支払交付金事業を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。

中山間地域等直接支払制度の活用方針

中山間地域等直接支払制度を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。

ゾーニング推進の取組方針

耕作放棄地対策の一つの手段として、守っていく農地とそうでない農地などゾーニングの検討を行い、山などへの転換を図っていく。

樹園地の取組方針

園地流動化などによる担い手の確保等について、集落内(地域)で話し合いを深めていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	倉持地区(倉持集落)	令和3年3月31日	年 月 日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	5ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	4ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積がなく、75才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、1haあり、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・集落の耕作者が少ない。
- ・集落営農の考え方はよいと思う。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・水田利用については、集落の中心経営体がないないため、入作による認定農業者などの受入れを促進することにより対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	人		ha		ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

持続的営農体制整備に向けた取組方針

担い手の農地の引き受け困難や高齢化及び減少問題などに対して課題解決するため、持続可能な農業の担い手の検討。また、地主の役割として、丸投げではなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組みについて集落(地域)で話し合いを行っていく。

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、集積や集約化を目指していく。

多面的機能支払交付金の活用方針

多面的機能支払交付金事業を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。

ゾーニング推進の取組方針

耕作放棄地対策の一つの手段として、守っていく農地とそうでない農地などゾーニングの検討を行い、山などへの転換を図っていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	吉ノ尾地区(吉ノ尾集落)	令和3年3月31日	年 月 日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	31ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	19ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積がなく、75才以上で後継者不明の農業者の耕作面積の方が、1haあり、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・災害が増え今後耕作放棄地が増えてくる恐れがある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・農地利用については、集落の中心経営体1経営体と入り作による認定農業者1経営体が担っていくほか、ほかに入作を希望する認定農業者などの受入れを促進することにより対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲	0.50 ha	水稲	0.50 ha	吉ノ尾
		いちご	0.27 ha	いちご	0.27 ha	
認農	B	水稲・麦	0.37 ha	水稲・麦	0.37 ha	吉ノ尾
計	2人		1.14 ha		1.14 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、3筆、3,614㎡となっている。</p>
<p>持続的営農体制整備に向けた取組方針 担い手の農地の引き受け困難や高齢化及び減少問題などに対して課題解決するため、持続可能な農業の担い手の検討。また、地主の役割として、丸投げではなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組みについて集落(地域)で話し合いを行っていく。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、さらなる集積や集約化を目指していく。 また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて確実な中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>多面的機能支払交付金の活用方針 多面的機能支払交付金事業を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。</p>
<p>ゾーニング推進の取組方針 耕作放棄地対策の一つの手段として、守っていく農地とそうでない農地などゾーニングの検討を行い、山などへの転換を図っていく。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	大字板屋6781-1	972		
2	大字板屋6781-2	973		
3	大字板屋6782	1,669		
4				
5				
6				
	計	3,614		

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。